



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 3 月 17 日 (火曜日) 号外 第 15 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (デジタル推進課) 1	○宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行細則…………… (河川課) 1 ○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 13

規 則

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 8 号

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (平成17年宮崎県規則第 2 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 4 条～第 6 条 [略]	(情報通信技術による手数料の納付) 第 4 条 情報通信技術利用条例第 3 条第 5 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第 1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。 第 5 条～第 7 条 [略]
第 7 条 [略]	(添付書面等の省略) 第 8 条 情報通信技術利用条例第 9 条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令 (平成15年政令第 27 号) 第 5 条に規定するもののほか、県の機関が別に定めるものとする。 第 9 条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 9 号

宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法 (平成15年法律第 77 号。以下「法」という。) の施行に関し、特定都市河川浸水被害対策法施行令 (平成16年政令第 168 号)、特定都市河川浸水被害対策法施行規則 (平成16年国土交通省令第 64 号。以下「省令」という。) 及び宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例 (令和 8 年宮崎県条例第 5 号) に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第3条 省令第16条第1項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（計画説明書）

第4条 省令第16条第2項の計画説明書の様式は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（別記様式第1号）によるものとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工事工程表を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等）

第5条 法第37条第2項の申請書の様式は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（別記様式第2号）によるものとする。

2 法第37条第3項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書（別記様式第3号）により行わなければならない。

3 法第37条第4項において準用する法第35条の協議は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書により行わなければならない。

4 第1項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書のうち法第31条第1項各号に掲げる事項の変更（法第37条第1項ただし書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第18条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出）

第6条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、その旨を記載した雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書（別記様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

（工程の終了の報告）

第7条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の3日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

（1） 地下構造を有する雨水貯留浸透施設の設置

（2） 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程

（雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書）

第8条 省令第26条第1項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺 2,500分の1以上のものに限る。）

（2） 雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺 500分の1以上のものに限る。）

（3） 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書）

第9条 省令第26条第2項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

（2） 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあっては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺 2,500分の1以上のものに限る。）

（3） 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（検査済証の交付）

第10条 知事は、法第38条第2項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証（別記様式第5号）を法第30条の許可を受けた者に交付する。

（標識の様式）

第11条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

（1） 法第38条第3項の標識 別記様式第6号

（2） 法第41条第3項の標識 別記様式第7号

（3） 法第45条第1項の標識 別記様式第8号

（4） 法第54条第1項の標識 別記様式第9号

（5） 法第73条第3項の標識 別記様式第10号

（身分証明書）

第12条 法第42条第2項又は第74条第2項（法第77条第5項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）の別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号(第4条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設計者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号				電話番号					
	氏名										
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称											
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針											
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道路線 (法面無)	鉄道路線 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計		
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道路線 (法面無)	鉄道路線 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計		
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数			行為後の流出係数							
	行為前の流出雨量			m ³ /秒			行為後の流出雨量			m ³ /秒	
	雨水貯留浸透施設の計画			名 称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)			
その他											

注1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

雨水浸透阻害行為変更許可申請 (協議) 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 (協議者) 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 第37条第4項において準用する同法第35条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について 許可を申請 します。
について協議が成立した 協議

変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m ²
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
変更の理由		
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号
伴工 い事 変の 更計 す画 の事 変更 項更 に	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3 対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4 対策工事の完了予定年月日	年 月 日
その他必要な事項		
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可番号		年 月 日 第 号

注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更しようとする事項について、変更後のものを記載すること。

2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

3 ※印のある欄は、記載しないこと。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所
氏名〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
変更の理由			
その他必要な事項			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 4 号（第 6 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 6 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の 着手年月日	年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる 地域の名称	
工事施工者 （法人にあつて は、主たる事務 所の所在地、名 称及び代表者の 氏名）	住所
	氏名
	連絡場所 (電話番号)
	現場管理者の氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 5 号 (第10条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

宮崎県知事



次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許可番号	年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表の氏名)	住所	
	氏名	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 6 号（第 11 条関係）

← 90cm →

雨 水 貯 留 浸 透 施 設

宮 崎 県

施設の名称
検査済証番号
施設の容量又は規模及び構造の概要
宮崎県知事の許可を要する行為
施設の管理者及び連絡先
標識の設置者及び連絡先

○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第 30 条の許可に係る工事により設置されたものです。

↑ 70cm ↓

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第 7 号 (第 11 条関係)

特定都市河川浸水被害対策法による命令
(雨水浸透阻害行為に関するもの) の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定都市河川浸水被害対策法第 41 条第 1 項の規定により、 年 月 日付
けで
を命じた。

年 月 日

宮崎県知事



注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 8 号（第 11 条関係）

← 90cm →	
↑ 70cm ↓	保 全 調 整 池
	宮 崎 県
	名称
	指定番号
	容量及び構造の概要
	宮崎県知事への届出を要する行為
	保全調整池の管理者及び連絡先
	標識の設置者及び連絡先
	○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第 44 条第 1 項の規定により指定されたものです。

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第 9 号 (第11条関係)

← 90cm →

	貯 留 機 能 保 全 区 域	宮 崎 県
	名称	
	指定番号	
	位置	
	貯留機能保全区域の管理者及び連絡先	
	標識の設置者及び連絡先	

○ この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第 1 項の規定により指定されたものです。

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第10号（第11条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令
（浸水被害防止区域に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第73条第1項の規定により、 年 月 日付け
で を命じた。

年 月 日

宮崎県知事



注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第10号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 9 年宮崎県規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期限付入居の要件等)</p> <p>第 3 条の 3 [略]</p> <p>2 条例第 8 条の 2 第 1 項の規則で定める条件は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>と同居していることとする。</p> <p>3 条例第 8 条の 2 第 3 項の規則で定める期間は、条例第 10 条第 5 項に規定する入居可能日において同居している子のうち最も年齢の低い子が<u>15 歳</u>に達する日の属する年度の末日までとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(期限付入居期間の延長)</p> <p>第 3 条の 5 条例第 8 条の 2 第 8 項の規則で定める事情は、期限付入居期間の満了時において次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 同居している子のうち最も年齢の低い子が、<u>15 歳</u>に達する日の属する年度の末日までの間にあるものであって、条例第 28 条第 1 項又は条例第 29 条第 1 項のいずれにも該当せず、家賃を滞納していないこと。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(家賃の減免基準)</p> <p>第 12 条 条例第 13 条 (条例第 28 条第 5 項、第 29 条第 8 項、第 47 条、第 55 条、第 59 条、第 62 条及び第 64 条において準用する場合を含む。次条及び第 14 条において同じ。)の規定による家賃の減免は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。</p> <p>(1) 入居者及び同居者の所得金額 (公営住宅法施行令 (昭和 26 年政令第 240 号。以下「住宅令」という。) 第 1 条第 3 号に規定する所得金額をいう。)の合計に知事が必要と認める所得を加えた額から同号イからホまでに掲げる額を控除した額を 12 で除した額 (以下「基準収入」という。)が 3 万 4,000 円以下であり、かつ、入居者及び同居者に、他に相当の不動産、有価証券、預金その他の資産がなく、家賃を納付することが困難であること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 入居者が<u>生活保護法による住宅扶助を受けていること</u>。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 家賃の減免額は、次の各号に掲げる入居者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第 3 号に該当する者 家賃の額から<u>生活保護法により受けている住宅扶助の額</u>を減じた額</p>	<p>(期限付入居の要件等)</p> <p>第 3 条の 3 [略]</p> <p>2 条例第 8 条の 2 第 1 項の規則で定める条件は、<u>18 歳未満の子</u>と同居していることとする。</p> <p>3 条例第 8 条の 2 第 3 項の期限付入居期間は、条例第 10 条第 5 項に規定する入居可能日において同居している子のうち最も年齢の低い子が<u>18 歳</u>に達する日の属する年度の末日までとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(期限付入居期間の延長)</p> <p>第 3 条の 5 条例第 8 条の 2 第 8 項の規則で定める事情は、期限付入居期間の満了時において次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 同居している子のうち最も年齢の低い子が、<u>18 歳</u>に達する日の属する年度の末日までの間にあるものであって、条例第 28 条第 1 項又は条例第 29 条第 1 項のいずれにも該当せず、家賃を滞納していないこと。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(家賃の減免基準)</p> <p>第 12 条 条例第 13 条 (条例第 28 条第 5 項、第 29 条第 8 項、第 47 条、第 55 条、第 59 条、第 62 条及び第 64 条において準用する場合を含む。次条及び第 14 条において同じ。)の規定による家賃の減免は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。</p> <p>(1) 入居者及び同居者の所得金額 (公営住宅法施行令 (昭和 26 年政令第 240 号。以下「住宅令」という。) 第 1 条第 3 号に規定する所得金額をいう。)の合計に知事が必要と認める所得を加えた額から同号イからホまでに掲げる額を控除した額を 12 で除した額 (以下「基準収入」という。)が 3 万 4,000 円以下であり、かつ、入居者及び同居者に、他に相当の不動産、有価証券、預金その他の資産がなく、家賃を納付することが困難であること (<u>第 3 号の適用を受ける場合を除く。</u>)。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 入居者が<u>住宅扶助 (生活保護法第 11 条第 1 項第 3 号の住宅扶助をいう。第 2 項第 2 号において同じ。)</u>の限度額 (生活保護法による保護の基準 (昭和 38 年厚生省告示第 158 号) 別表第 3 の 2 の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める額をいう。第 2 項第 2 号において同じ。)の支給を受けており、<u>家賃の額が当該入居者に適用される当該限度額を超えていること</u>。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 家賃の減免額は、次の各号に掲げる入居者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第 3 号に該当する者 家賃の額から<u>入居者に適用される住宅扶助の限度額</u>を減じた額</p>

<p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第4号の5（第3条の5関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 申出理由</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 期限付入居期間満了時において同居している子のうち最も年齢の低い子が<u>15</u>歳に達していないため</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第4号の5（第3条の5関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 申出理由</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 期限付入居期間満了時において同居している子のうち最も年齢の低い子が<u>18</u>歳に達していないため</p> <p>(4) [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和8年宮崎県条例第6号）による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第8条の2第2項の期限付一般県営住宅に入居し、施行日において同項の期限付入居期間が満了していない者の当該期限付入居期間については、この規則による改正後の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第3条の3第3項の規定を適用する。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。